

佐賀県告示第百八十二号

佐賀県訓練手当支給要綱（昭和四十一年佐賀県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

佐賀県知事 古川 康

第三条第一項第十号中「五年」を「十年」に改める。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業訓練を受講した場合における当該期間内の受講手当の日額は、七百元とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県訓練手当支給要綱第五条第二項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。